令和８年（フ）第３３４号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目40番13号
ＶｅｎｔＶｅｒｔ104
破産者　鈴木　誠勝
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５９号
相模原市南区当麻880番地３　ウィステリア201
破産者　山田　秀麿
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３４９号
山梨県中央市山之神1156番地72、開始決定時の住所山梨県中央市山之神４番地61
破産者　梶原康一郎
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７４号
山梨県韮崎市大草町上條東割1054番地１
破産者　登尾　知博
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６１号
北九州市小倉北区皿山町28番11号
破産者　藤本　均
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５１号
北九州市小倉北区片野４丁目20番14―701号
破産者　藤江愛莉奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４６１号
北九州市八幡西区岡田町７―30―706、住民票上の住所北九州市八幡西区茶売町６番４―505号
破産者　久保竣太郎
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４６７号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目７番１号（201）、前住所北九州市小倉南区中曽根４丁目５番15号（102）
破産者　楽摩　佳奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５３号
北九州市小倉北区下富野１丁目３番５号
破産者　ラックこと　宮﨑千鶴男
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１４４号
長崎県長崎市桶屋町21番地　Ｅｓｔｅｌａ桶屋町305、開始決定時住所長崎県長崎市浜町11番14号　高橋ビル401
破産者　百木　　愛
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３号
熊本市中央区新大江１丁目23番25号
破産者　安井　民雄
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
熊本市中央区白山３丁目９番14号　メゾン林302号、転入前住所熊本市北区龍田陳内３丁目３番34号　陣内ハイツ201号
破産者　喜屋武　学
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６８号
熊本市中央区渡鹿５丁目９番７号
破産者　髙水　晴司ことガレダギ，アリレザ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９４号
熊本市西区島崎６丁目19番54号、転入前住所福岡県行橋市大字下津熊949番地１　レオパレスシャルマン104号室
破産者　野﨑　洋介
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２９号
熊本県菊池市泗水町田島2971番地
破産者　藤川　慎弥
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２６号
札幌市東区北15条東16丁目２番１―306号
破産者　藤井　未夢
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９８号
札幌市北区北35条西５丁目２番３号　グリーンコーポ北35Ａ204号
破産者　辰己　純一
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９０３号
札幌市白石区平和通１丁目北１番18号　ハイセレールグレンＣ―102号
破産者　南川　直喜
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２０号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目１番６号　ビブレ月寒西Ⅱ―105号
破産者　小向　　貢
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部